

令和2年10月16日	
資料提供	
担当課	人権政策課
担当者	佐伯・山本
電話	073-441-2561

「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）骨子案」
に関する県民意見募集を実施します！

1 趣旨

本県においては、新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていないおそれがあることを理由に、県民（感染者、濃厚接触者や医療従事者等）、事業者、団体等に対する誹謗中傷等が発生しています。

そこで、本県では、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会を実現するため、標記条例の制定を検討しております。

つきましては、この度、標記条例の骨子案をまとめましたので、県民の皆様からの御意見を募集いたします。

2 意見の募集期間

令和2年10月17日（土）から令和2年11月16日（月）12時まで【必着】

3 骨子案の入手及び閲覧方法

(1) 県のホームページへの掲載

(2) 関係機関での閲覧場所及び閲覧時間

	閲覧場所	閲覧時間
①	県庁情報公開コーナー	月曜日から金曜日までの9時から17時まで
②	県庁人権政策課	月曜日から金曜日までの9時から17時45分まで
③	各振興局地域振興部総務県民課	
④	（公財）和歌山県人権啓発センター	月曜日から土曜日までの9時30分から17時まで

4 意見の提出方法及び提出先

氏名、住所、電話番号及び意見を日本語で簡潔に記入し、下記のいずれかの方法により県庁人権政策課あて提出してください。

(1) 郵便（持参可） 〒640-8585（住所記載不要）県庁人権政策課あて

(2) FAX 073-433-4540

(3) メール e0214001@pref.wakayama.lg.jp

5 公表資料

(1) 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）骨子案」に関する県民意見募集について

(2) 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）骨子案